

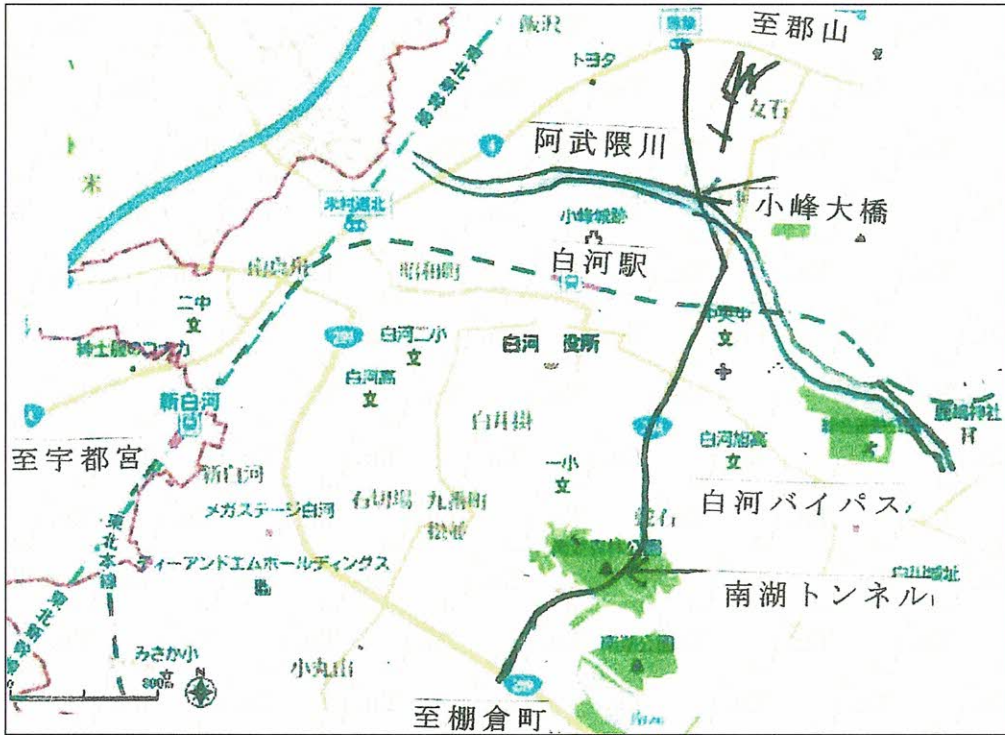


福島県行政書士会

県南支部会報

2022.6
No.20

国道294号白河バイパス供用間近



南湖トンネル北口



南湖トンネル南口

期待される
栃木県～会津へ
“白河バイパス”



小峰大橋

支部長あいさつ

福島県行政書士会県南支部
支部長 矢 吹 晃 平

会員の皆様には、日頃より支部運営にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

いまだコロナ禍は継続しており、この影響を受けている会員もいると思います。

行政書士を安定した職業とするためには「あなたの暮らしのそばにいる『街の法律家』の認知度を高めること」が必要であると思います。

行政書士が所掌する事務は複雑多岐にわたるため、1つの業務の受託でも処理する過程で、複数の業務が絡み合い、他土業の業務にまたがることも日常茶飯です。

どのような業務であれ、的確に提案、コンサルティングする力を日常的に磨くことで、真の『街の法律家』としての信頼を得ることができると思います。時にはボランティアの様な業務であっても、誠意を持って対応し信頼を得ることで、後に大きな業務につながることもあります。

理想の『街の法律家』に向かって、みんなで頑張りましょう。

先般、白河市において、福島県行政書士会県南支部推薦の農業委員が誕生しました。

関満理子会員です。今後行政書士会推薦の農業委員が継続できるように活躍を期待します。また、他の市町村にもこれが波及するように働きかけを行いたいと思います。会員のご協力もお願い致します。

いまだコロナ禍の中ではありますが、無料相談会、業務研修会はできる限り行います。研修会は知識の外に会員同士のつながりの目的もありますので参加をお願い致します。



“ 栄えある受賞おめでとうございます。 ”

◎福島県行政書士会会長表彰受賞者

- 1 表彰状
 - 規則第3条第1項第一号該当者
県南支部 中平道和 県南支部 小針俊郎
同 水野忠重 同 荒川 謙
- 2 喜寿祝
 - 規則第2条第2項
県南支部 国井春吉 県南支部 阿部幹雄
同 佐藤雅昭
- 3 日本行政書士会連合会東北地方協議会会長表彰（伝達）
県南支部 五十嵐紀市

菊地武夫先生 100歳を祝い!!

- ☆総務大臣特別表彰受賞（令和3年10月）
- ☆100歳現役行政書士表彰（令和3年11月）
阿武隈時報・マメタイムス（須賀川市）掲載記事



100歳で現役行政書士
菊地さんを記念表彰

須賀川市菅田塚の菊地武夫さんは25日、満100歳の誕生日を迎え、県行政書士会県南支部（矢吹晃平支部長）の「100歳現役行政書士」記念表彰を受けた。先月26日には総務大臣特別表彰を受

賞し、記念品の「夫婦箸」の授与もあった。菊地さんは大正10年生まれで、日本たばこの前身である日本専売公社須賀川工場で第2プロック長の要職にも就いていた。

昭和57年10月から行政書士に登録し、現在まで39年間現職で務め、地域に根ざした業務のかたわらで後進書士の指導に親身になってあたっている。

多くの会員から慕われており、菊地さんは「これからも健康に留意しなお一層業務を続けてまいります」と話している。

会員の動き(新入会員のご紹介)「敬称略」

かね た みき お
金 田 幹 男

県南支部 白河市
登録番号 22050007
会員番号 2527
入会年月日 令和4年1月1日
電話番号 080-5557-4442

《抱負》

昭和52年から平成27年まで白河市役所に勤務し資格を取得しました。会計記帳を予定しています。

さ とう ひろし
佐 藤 弘

県南支部 白河市
登録番号 22050175
会員番号 2530
入会年月日 令和4年4月1日
電話番号 0248-23-2502

《抱負》

平成30年に税理士登録、業務を行っております。行政書士登録を機に幅広い分野に触れていきたいです。

は が やす ひろ
芳 賀 泰 広

県南支部 須賀川市
登録番号 22050702
会員番号 2538
入会年月日 令和4年4月15日
電話番号 090-2274-8708

《抱負》

特定の分野に業務を絞ることなく経験を積み、将来的には行政書士としての専門分野を築いていきたい。

せき ね ひで や
関 根 秀 也

県南支部 矢吹町
登録番号 22050857
会員番号 2540
入会年月日 令和4年5月1日
電話番号 0248-21-6911

《抱負》

日々勉強を怠らずに頑張ります。何卒ご指導よろしくお願ひします。ゴルフ初心者です。

“女性初、農業委員に関満理子さん誕生”

白河市は、4月1日付けで県南支部管内から女性初の農業委員(中立委員「地区別配置とは別枠、非営農者」)を任命!!

国が提唱する“女性活躍”の一環として、行政書士会県南支部から推薦された関満理子会員を白河市長が任命した。(白河市の農業委員19名、農地利用最適化推進委員19名、計38名「任期は3年」)

本件を契機に市町村と業務関係を促進するため、1月6日付けで10市町村に在住する支部傘下の行政書士の中から農業委員(中立委員「非営農者」)の任命を要望する書簡を発送し、行政書士会県南支部として、各市町村との関わりを促した。

なお、県南支部では、関満理子会員を農業委員候補として推薦していた。行政書士不在町村、天栄村・泉崎村・中島村・鮫川村・古殿町・石川町(既に任命されている。)以外の市町村に対し前記の通り書簡を発送した。

福島民友新聞 2022.5.15(日)

女性では初めて市農業委員に選ばれた。関さんは、1997(平成9)年に県行政書士会に入会した。

白河市の登録され、パソコン教室も経営している。行政書士関満理子さんが、農業委員になったことを受け、「女性の立場の目標から農業について関心を深め、格闘した」と抱負を述べた。選任は4月1日付。

初の女性農業委員 白河市



支部長以下有志が、関満理子会員の就任を祝い、今後のご活躍をご期待するとともに、激励をかねてささやかでありましたが“食事会”を催し、関満理子会員を農業委員の任命に向けてご尽力された、元県南支部副支部長の武藤良作先生が花束を贈呈した。

【行政書士会県南支部概要】

- ◇ 2市4郡17市町村(会津支部と同じ)・東西約59km、南北約60km
- ◇ 人口約25万人
- ◇ 行政書士 104人(法人1社を含む。)
- ◇ 行政書士不在町村(5町村)
天栄村・泉崎村・中島村(在住者2名「事務所他町村」)・鮫川村・古殿町

行政書士会県南支部会員兼業実態調査表(市町村別)

令和4年6月1日現在

地 区	須賀川・岩瀬			白河・西白河					石 川					東白川			計	
	須賀川	鏡石	天栄	白河	矢吹	西郷	泉崎	中島	石川	浅川	古殿	玉川	平田	棚倉	塙	矢祭		鮫川
行政書士	34	5		32	6	6			4	1		2	1	10	2	1		104
特定 "	1														1			2
司法書士	6			3	1					1		1		2				14
税理士	6			5	1	1												13
社 労 士						2												2
土地家屋	3	1		1	2	1												8
宅地建物	1			3		1												5

令和3年・4年度役員紹介

- | | | | | | |
|---|-------|-----------|----|------|-----------|
| 1 | 支 部 長 | 矢 吹 晃 平 | 8 | 理 事 | 齊 藤 文 弘 |
| 2 | 副支部長 | 赤 坂 利 彦 | 9 | 理 事 | 荒 川 讓 |
| 3 | 副支部長 | 金 澤 秀 浩 | 10 | 理 事 | 塩 田 隆 |
| 4 | 常任理事 | 佐 藤 義 美 | 11 | 理 事 | 湯 座 洋 子 |
| 5 | 常任理事 | 佐 藤 憲 一 郎 | 1 | 監 事 | 筒 井 孝 充 |
| 6 | 理 事 | 関 満 理 子 | 2 | 監 事 | 佐 藤 裕 貴 子 |
| 7 | 理 事 | 我 妻 瞭 | 3 | 予備監事 | 五十嵐 紀 市 |

道路法24条申請について

1 道路法24条とは

いわゆる24条申請とは公道などの道路管理者以外の者が自らの都合により道路の形状に影響を及ぼす工事をする時、事前に道路法の24条に定められた手続きに則り承認申請「道路工事施工承認申請書」を道路管理者に提出し、承認を得ることが決められている。

承認されれば当該工事の施工、その後の維持管理を実施することができる。なお、施工に伴う費用、その他諸費用はすべて、申請者が負担する。

2 24条に関わる申請業務

- 1) 道路法第24条関係申請(国・県・市町村等が窓口の申請)
- 2) 道路使用許可申請(管轄する警察署へ申請)
- 3) 承認された沿道の施設に関連する農地を転用する場合(各市町村農業委員会)
- 4) 用水堀を管理する管理者への合議(国・県・市町村の担当課)
- 5) その他(付属施設がある場合は、管理する管理者「国・県・市町村の関係各課」)

3 24条申請に関わる主な作成書類

- 1) 申請書
- 2) 位置図
- 3) 現況図
- 4) 計画図
- 5) 構造図
- 6) 交通規制図
- 7) 工事仕様書
- 8) 求積表
- 9) 現況写真など
- 10) その他(水路工事設計承認申請書・公共物占用許可書・公共物占用料減免申請書道路使用許可申請書など)

(承認工事箇所の例)



4 書類作成の留意事項

- 1) 作成書類は、県・市町村などで異なることがありますので、事前に確認をする。
- 2) 境界確認の実施
- 3) 申請人、工事担当者との事前打ち合わせを実施
- 4) 関連施設の事前調査と各種申請の励行
- 5) その他

《倫理規程改正近い(案)》

これまでの“倫理研修は「3年に1度の受講努力」でありましたが、令和4年度中に受講義務化(5年に1度の受講義務)になります。

研修受講証 (5年保存) [本会又は支部開催の研修受講
中央研修所のリモート受講] 支部事務局が集約し、本会事務局へ報告



《 福島県行政書士会 県南支部 会報 No. 20 》

発行日 2022年6月28日（火）

発行人 県南支部長 矢吹晃平

令和4年度会報編集委員

塩田隆、 荒川譲、 佐藤憲一郎、 佐藤義美、 湯座洋子、 関満理子